

Hondaモンパル利用者総合補償保険

普通傷害保険(交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約条項セット)・賠償責任保険(施設所有管理者特約条項セット)

Hondaモンパル利用者を取り巻くリスクを補償します。

1 モンパルの所有・使用・管理に起因して発生した賠償事故を補償します。

施設賠償責任保険

日本国内において、モンパルの所有・使用・管理により他人にケガを負わせたり他人の物を壊したこと等によって法律上の賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。

なお、被保険者はモンパルの所有者・使用者・管理者の方となります。

◆お支払いする保険金

- 【損害賠償金】
被害者に対する賠償債務の弁済として支払うべき金額(1回の事故につき保険証券記載の保険金額を限度とします。)
- 【損害防止費用】
事故発生後の損害防止軽減措置のために被保険者が支出した費用のうち必要または有益と認められる部分
- 【緊急措置費用】
応急手当、護送その他の緊急措置に被保険者が要した費用
- 【訴訟費用】
被保険者が訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりです。
- 【協力費用】
保険会社が直接被害者と折衝する場合に、これに協力するため被保険者が支出した費用

2 モンパル利用者の傷害事故を補償します。

普通傷害保険

日本国内・国外を問わず、モンパル搭乗中に急激かつ偶然な外来の事故によって搭乗者自身がケガをされた場合に次の保険金をお支払いします。

◆お支払いする保険金

- 【死亡保険金】
事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- 【後遺障害保険金】
事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
- 【入院保険金】
事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し入院保険金日額をお支払いします。
- 【手術保険金】
事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。
- 【通院保険金】
事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

■施設賠償責任保険

- ①故意による賠償責任
- ②被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ③自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ④被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任 など

■普通傷害保険

- ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ②自動車などの無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ③脳疾患、疾病または心神喪失
- ④むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 など

保険金額と保険料(保険期間1年 支払方法:一時払)

補償項目		保険金額(基本プラン)	保険金額(充実プラン)	ご購入後1年間の補償
施設賠償責任保険	身体賠償(1名/1事故)	500万円/500万円	1億円/1億円	1億円/1億円
	財物賠償(1事故)	200万円	1,000万円	1,000万円
モンパル搭乗中の傷害保険	死亡・後遺障害保険金額	298.9万円	678.3万円	298.9万円
	入院保険金日額	4,400円	6,000円	4,400円
	手術保険金	入院保険金日額の5・10倍		
	通院保険金日額	2,000円	4,000円	2,000円
合計保険料		5,000円	10,000円	—

万一事故が起きたら・・・

*施設賠償責任保険の自己負担額は、1事故あたり1,000円となります。

- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事故の発生の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、第三者に対する賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパンにご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがあります。
- その他の必要な書類については、損保ジャパンよりその都度ご連絡させていただきます。

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、損保ジャパンまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110

(受付時間:24時間365日)

補償の内容 | 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 |

(1) 保険金をお支払いする主な場合

【傷害事故について】

日本国内・国外を問わず、モンパル搭乗中に「急激かつ偶然な外来の事故」(以下「事故」といいます。)によりケガをされた場合に、下記の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ② 先進医療に該当する手術(※2) $\begin{aligned} &<\text{入院中に受けた手術の場合}> \\ &\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ &<\text{外来で受けた手術の場合}> \\ &\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

【賠償事故について】

日本国内において、モンパルの所有・使用・管理により他人にケガを負わせたり、他人の物を壊した事等によって法律上の賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。なお、被保険者はモンパルの所有者・管理者・使用者となります。

損害賠償金	示談・調停・裁判上の和解・判決等により確定した賠償金。(ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。自己負担額はありません。)
訴訟費用	訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など。(ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額をこえる場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。)*※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
その他の費用	被害者に対する応急手当、緊急措置などに要した費用など。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による場合については、保険金をお支払いできません。

【傷害事故について】

- ① 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、暴動(テロ行為(注)を除きます)などによる事故
- ⑤ 無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故。
- ⑥ 自動車、原動機付自転車などによる競技・競争・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
- ⑦ 脳疾患、疾病、心神喪失による事故。
- ⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの など

【賠償事故について】

- ① 故意による賠償責任
- ② 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ③ 自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任 など

ご契約にあたってのご注意

- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- また、ご契約の際は必ず「賠償責任保険普通保険約款および特約条項」および「普通傷害保険普通保険約款および特約条項」をご参照ください。
- 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた賠償金・見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- この保険では、保険会社が保険の対象となる方(被保険者)に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」はございません。賠償責任を負う事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。
- この保険契約と補償範囲が重なる他の保険契約がある場合は、ご契約時にお申し出ください。

- ご契約者以外に保険の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのチラシに記載したことがらをお伝えください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- 保険料のお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、お近くの損保ジャパンまでご照会ください。
- 個人情報の取扱いについて
 損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。被保険者は、これらの個人情報の取扱いについて同意のうえ、ご加入ください。

● 引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

自動車開発第二部 営業第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL03-3349-3302 FAX03-3346-3605

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

お問い合わせ先<取扱代理店>

ホンダ開発株式会社 保険部 モンパル担当
 〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39
 TEL:048-452-5815 FAX:048-452-5833

TEL:0800-111-5815(通話料無料)

受付時間: 9:00~18:00 (土日・夏季/冬季連休・GW、弊社指定の定休日を除きます。)